

令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法 省令改正概要

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第53号)の一部を改正する省令 概要

1. 改正の背景

- ✓ 令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定に当たってのLRICモデルの適用方法については、これまで、次の2つの答申においてそれぞれ提言がなされている。
 - 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月20日情報通信審議会答申。以下「令和4年答申」という。)では、IP網への移行期間中(令和4年4月1日から令和6年12月31日まで)について提言
 - 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」(令和7年4月2日情報通信審議会答申。以下「令和7年答申」という。)では、IP網への移行後である令和7年1月1日から同年3月31日までについて提言
- ➡ 2つの答申を踏まえ、必要な省令改正を行い、令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を規定。

2. 2つの答申の要旨（関連部分抜粋）

- 令和4年答申 (参考) 本答申に基づき、令和4年度及び令和5年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法は既に省令に規定済み
令和4年4月1日から令和6年12月31日までの交付金は、接続料算定と整合をとるため、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルによる加重平均値をとり算定することとし、加重平均比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することが適当。
- 令和7年答申
令和7年1月1日から同年3月31日までの交付金は、令和7年1月までにIP網への移行が完了したことから、第8次PSTNモデルを用いずに第9次IPモデルのみで算定することが適当。

3. 必要な省令改正（概要）

- ✓ 令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金は、次の加重平均比率を用いて算定することとする。
第8次PSTNモデル 令和6年4月1日から12月31日まで: 接続料算定時と同一の比率(0.23) 令和7年1月1日から3月31日まで: 0
(参考) $1 - \text{令和六年度比率} = \text{約}0.1733$
- 第9次IPモデル 令和6年4月1日から12月31日まで: 接続料算定時と同一の比率(0.77) 令和7年1月1日から3月31日まで: 1
(参考) $4月1日から12月31日までの日数275日 / \text{令和六年度の日数}365日 \times 0.77 + 1月1日から3月31日までの日数90日 / \text{令和六年度の日数}365日 \times 1 = \text{約}0.8267$ (令和六年度比率)